

## 平成31年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、りんご産業を持続的に発展させていくことを目的に、りんご生産・加工・流通分野の技術革新に資する取組及び多様な人材活躍の環境を構築する取組を支援し、もって当市りんご産業の国内外における市場競争力を強化し、地方創生を推進するため、平成31年度予算の範囲内において、弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、平成29年度から平成31年度までにおいて納付すべき市税等を滞納しているものを除く。

- (1) 組織及び運営に関する規約等を定める2戸以上のりんご生産者で組織する団体
- (2) 農地所有適格法人、農業協同組合、認定農業者又は認定新規就農者のいずれかであること。
- (3) りんごの移出又は加工を主たる業務とする法人事業者

2 前項の市税等とは、次の各号に掲げる区分のとおりとする。

- (1) 申請者が法人である場合 申請者に課税されている法人市民税、固定資産税及び軽自動車税
- (2) 申請者が個人である場合 申請者に課税されている市県民税、固定資産税及び軽自動車税並びに賦課されている国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料
- (3) 申請者が法人格のない任意団体（以下、「団体」という。）である場合 前2号に掲げる市税等で、団体に所属する全ての法人及び個人に係るもの

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、当市のりんご産業を持続的に発展させていくために効果的と考えられる先駆的な事業で、令和2年2月28日までに完了し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) りんご産業において、多様な人材が活躍できる環境構築につながる事業で、りんごの生産・加工・流通分野において、高付加価値化や省力化などの技術革新に資する事業
- (2) 農林水産省が公表するスマート農業技術カタログ（果樹）（平成30年8月公表）に掲載された技術・機械について、りんご産業における実用性を検証する事業
- (3) I C Tを活用した輸送管理や鮮度保持技術などの先進技術の導入について、りんご産業への実用性を検証する事業

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 技術・機械の導入にかかる初期費用
- (2) 機器リース料
- (3) 機器操作講習に係る受講費
- (4) 物品購入費
- (5) 設備工事費
- (6) システム開発費
- (7) 資材開発費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額の2分の1に相当する額（当該相当する額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は1,500,000円のいずれか少ない額以内の額とする。

(交付申請)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、平成31年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式2号）
- (2) 収支予算書（様式3号）
- (3) 組織及び運営に関する規約等の写し（団体の場合に限る。）

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ平成31年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、各経費区分の相互間における増減額又は各経費区分における減額が20%未満の変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を行うために工事の施工、物品の購入等をする場合は、市内業者（市内に本店を有するものをいう。以下同じ。）に発注するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ないと認めたときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第5号）を提出しなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ平成31年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）、毎会計年度終了後90日以内に本補助事業に係る効果を検証し、事業の進捗状況について報告するとともに、市及び関係機関による調査に協力すること。ただし、市長が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。
- (7) 補助事業完了後は、他の生産者や事業者を対象とした勉強会や事業成果の報告会をとおして、地域のモデルとなってイノベーション事業の普及活動に取り組むこと。また、現地の視察についても受け入れること。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(交付決定)

第8条 市長は、別に定める審査要領により審査した結果を参考に、規則第4条の交付の決定をするものとする。

2 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、平成31年度弘前市りんご産業イノベショ

ン支援事業費補助金交付決定通知書（様式第7号）とする。また、補助金を交付しないことに決定した場合は、平成31年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知するものとする。

（変更交付決定）

第9条 市長は第7条第1号の規定による変更申請を承認したときは、平成31年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（実績報告）

第11条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、平成31年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第10号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第11号）
- (2) 収支決算書（様式第12号）
- (3) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、令和2年3月6日とする。

5 第1項の報告書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第12条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、平成31年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第13号）とする。

（財産の管理及び処分）

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した備品、機械等についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 規則第20条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた当該備品等の耐用年数を経過するまでの期間とする。

3 規則第20条第2号の市長が定めるものは、補助金により取得した備品、機械等のうち取得価格が500,000円以上のものとする。

（補助金の請求等）

第14条 補助金の請求は、平成31年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金請求書（様式第14号）を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付する。

（事業実績の公表）

第15条 市長は、補助事業の内容及び成果を広く市民に公表するため、補助事業者その他関係者を参考し、補助事業の成果発表会を開催するものとする。

（情報公開等）

第16条 市長は、次に掲げる目的を達成するため、補助事業の実施に伴い検証された成果等について整理し、市のホームページ等で公開するものとする。

- (1) 制度の公平性及び透明性を高めること。
- (2) 弘前市りんご産業イノベーション支援事業の内容を分かり易くすること。
- (3) 補助事業の成果について、市内のりんご産業関係者が情報を得る機会を広げること。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、弘前市りんご産業イノベーション支援事業の実施及び審査について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成31年度の補助事業に適用する。

弘前市長 様

住所

申請者

氏名

印

平成31年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金交付申請書

平成31年度において実施するりんご産業イノベーション支援事業について、補助金の交付を受けたいので、弘前市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金の算定根拠

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 組織及び運営に関する規約等の写し（団体の場合に限る。）

4 市税等の滞納 有・無

申請内容の審査のために必要があるときは、次の各号に定める市税等の納付状況等、市が有する情報を確認することに同意します。

(1) 申請者が法人である場合

申請者に課税されている法人市民税、固定資産税及び軽自動車税

(2) 申請者が個人である場合

申請者に課税されている市県民税、固定資産税及び軽自動車税並びに賦課されている国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料

(3) 申請者が法人格のない任意団体（以下、「団体」という。）である場合

前2号に掲げる市税等で、団体に所属する全ての法人及び個人に係るもの

氏名又は団体名及び代表者名

印

備考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。
- 2 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：農林部りんご課

電話：0172-40-7105

1 補助事業の名称

2 補助事業の目的

3 補助事業の概要（事業計画、事業内容）

4 補助事業の期間

5 補助事業の遂行により予想される成果

備考 用紙が不足する項目は別紙としてください。

## 様式第3号（第6条第2項関係）

## 収支予算書

## 1 収入

(単位：円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	摘要
市補助金				
計				

## 2 支出

(単位：円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	摘要
計				

## 備考

- 摘要欄には、本年度予算額の積算基礎を記入してください。
- 支出のうち、市補助金の補助対象経費を計上している科目については、当該補助対象経費の名称、金額等を摘要欄に記載（又は別紙を添付）し、その内容が分かるようにしてください。

様式第4号（第7条関係）

平成 年 月 日

弘前市長様

住所  
補助事業者  
氏名 印

平成31年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け弘り収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記  
補助事業の経費の配分（内容）を変更したいので、平成31年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金交付要綱第7条第1号の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金の交付決定額 \_\_\_\_\_円

3 補助事業の経費の配分（内容）を変更する理由

4 補助事業の経費の配分（内容）の変更内容

備考

- 1 補助事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。
- 2 経費の配分を変更する場合は、収支予算書（様式第3号）に準じて作成し、上段に変更後の額を括弧書きし、下段に変更前の額を記載してください。

担当及び提出先：農林部りんご課  
電話：0172-40-7105

様式第5号（第7条関係）

平成 年 月 日

弘前市長 様

住 所  
補助事業者 氏 名 印

理由書

平成 年 月 日付け弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金交付要綱第7条第3号の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

補助事業の名称	
工事の施工又は物品の購入等の内容	
業者名	
業者住所	
施工額又は購入額等	
理由	

備考 補助事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。

担当及び提出先：農林部りんご課  
電話：0172-40-7105

### 様式第6号（第7条関係）

平成 年 月 日

弘前市長 様

住所

### 補助事業者

氏名

印

## 平成31年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け弘り収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記  
補助事業を中止（廃止）したいので、平成31年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費  
補助金交付要綱第7条第4号の規定により、下記のとおり申請します。

記

## 1 補助事業の名称

## 2 補助金の交付決定額 円

### 3 補助事業を中止（廃止）する理由

#### 4 補助事業の中止の期間（廃止の時期）

備考 様式事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。

担当及び提出先：農林部りんご課  
電話：0172-40-7105

樣

弘り收第 号  
平成 年 月 日

弘前市長

印

## 平成31年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、弘前市補助金等交付規則第4条第1項の規定に基づき交付することに決定したので、同規則第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 補助金の対象となる事業の目的及び内容並びにその事業に要する経費の配分は、平成 年 月  
日付けによる補助金交付申請書及び添付書類に記載のとおりとする。

## 2 補助金の額

### 3 交付の条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ平成31年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、各経費区分の相互間における増減額又は各経費区分における減額が20%未満の変更については、この限りでない。
  - (2) 補助事業を行うために工事の施工、物品の購入等をする場合は、市内業者（市内に本店を有するものをいう。以下同じ。）に発注するものとする。
  - (3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ないと認めたときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第5号）を提出しなければならない。
  - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ平成31年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。
  - (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
  - (6) 補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）、毎会計年度終了後90日以内に本補助事業に係る効果を検証し、事業の進捗状況について報告するとともに、市及び関係機関による調査に協力すること。ただし、市長が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。
  - (7) 補助事業完了後は、他の生産者や事業者を対象とした勉強会や事業成果の報告会をとおして、地域のモデルとなってイノベーション事業の普及活動に取り組むこと。また、現地の視察についても受け入れること。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

## 4 その他

- (1) 補助事業者は、平成31年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第10号）に必要書類を添付して、令和2年3月6日までに市長に提出してください。

(2) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、令和7年3月31日まで保管してください。

担当：農林部りんご課

電話：0172-40-7105

様式第8号（第8条第2項関係）

弘り收第 号  
平成 年 月 日

様

弘前市長 印

平成31年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金不交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、審査の結果交付しないことと決定したので、下記のとおり通知します。

記

1 交付しない理由

担当：農林部りんご課  
電話：0172-40-7105

様式第9号（第9条関係）

様

弘り収第  
平成 年 月  
号 日

弘前市長

印

平成31年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金変更交付決定通知書

平成 年 月 日付けで補助金事業変更承認申請のあった、下記補助事業の経費の配分（内容）の変更については、平成31年弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金交付要綱第7条第1号の規定に基づき次のとおり変更して交付することに決定したので同要綱第9条の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称

2 補助事業に要する経費の配分（補助事業の内容）は、平成 年 月 日付け補助金事業変更承認申請書及び添付書類に記載のとおりとする。

3 補助金の変更交付決定額 \_\_\_\_\_円

（内訳）

変更交付決定額	変更前交付決定額	変更（増減）額
円	円	円

4 交付の条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ平成31年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、各経費区分の相互間における増減額又は各経費区分における減額が20%未満の変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を行うために工事の施工、物品の購入等をする場合は、市内業者（市内に本店を有するものをいう。以下同じ。）に発注するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第5号）を提出しなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ平成31年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）、毎会計年度終了後90日以内に本補助事業に係る効果を検証し、事業の進捗状況について報告するとともに、市及び関係機関による調査に協力すること。ただし、市長が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。
- (7) 補助事業完了後は、他の生産者や事業者を対象とした勉強会や事業成果の報告会をとおして、地域のモデルとなってイノベーション事業の普及活動に取り組むこと。また、現地の視察についても受け入れること。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

5 その他

- (1) 補助事業者は、平成31年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第10号）に必要書類を添付して、令和2年3月6日までに市長に提出してください。
- (2) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、令和7年3月31日まで保管してください。

担当：農林部りんご課

電話：0172-40-7105

様式第10号（第11条第1項関係）

平成 年 月 日

弘前市長 様

住所

## 補助事業者

氏名

印

## 平成31年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金事業完了(廃止)実績報告書

平成 年 月 日付け弘り収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記  
補助事業が完了（を廃止）したので、弘前市補助金等交付規則第 12 条の規定により、下記のと  
おり報告します。

記

## 1 補助事業の名称

## 2 補助金の交付決定額 円

### 3 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第11号）
  - (2) 収支決算書（様式第12号）
  - (3) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し

## 備考

- 補助事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください
  - 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：農林部りんご課  
電話：0172-40-7105

事業実績書

1 補助事業の名称

2 補助事業の遂行の概要

3 補助事業の期間

4 補助事業遂行による成果

5 補助事業に対する補助金の交付の効果

6 その他

備考 用紙が不足する項目は別紙としてください。

様式第12号（第11条第2項関係）

収支決算書

1 収入

(単位：円)

科目	本年度予算額	本年度収入額	増減額	摘要
市補助金				
計				

2 支出

(単位：円)

科目	本年度予算額	本年度支出額	増減額	摘要
計				

備考

- 摘要欄には、本年収入額及び本年度支出額の積算の内訳を記入してください。
- 支出のうち、市補助金の補助対象経費を計上している科目については、当該補助対象経費の名称、金額等を摘要欄に記載（又は別紙を添付）し、その内容が分かるようにしてください。

様式第13号（第12条関係）

弘り収第 号  
平成 年 月 日

様

弘前市長 印

平成31年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金  
交付額確定通知書

標記補助金については、平成 年 月 日付け実績報告等に基づき下記のとおり額を確定したので、弘前市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

記

交付決定額	確定額（a）

備考

- 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の收支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、令和7年3月31日まで保管してください。
- 後日、市長は上記1に記載する書類等の提出を求め、又は検査をすることがあります。この提出若しくは検査を拒んだり、又は書類等を提出できないなどにより、補助事業の実施状況及び収支決算の状況を確認できない場合は、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

担当：農林部りんご課  
電話：0172-40-7105

### 様式第14号（第14条第1項関係）

平成 年 月 日

弘前市長 様

住所

## 補助事業者

氏名

印

## 平成31年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金請求書

平成 年 月 日付け弘り収第 号をもって補助金交付額確定の通知を受けた下記補助金について、弘前市会計規則第 54 条第 1 項及び平成 31 年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 \_\_\_\_\_ 円

## 2 助成金の名称 平成31年度弘前市りんご産業イノベーション支援事業費助成金

3 補助金の交付確定額 \_\_\_\_\_ 円

## 4 振込口座

- (1) 金融機関及び支店名
  - (2) 口座番号
  - (3) 口座名義人

## 備考

- 1 補助事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください
  - 2 振込口座を会計管理者へ届けていない場合は、口座振替依頼書（債権者用）を併せて提出してください。

担当及び提出先：農林部りんご課  
電話：0172-40-7105